令和５年度助成要綱　主な変更点

１　基本的な考え方～時代に即応した幅広い助成ニーズに応える～

　生活課題の変化が急速に進む時代に即応するため、現在の助成状況に合わせた助成メニューへの内容変更を行うとともに、基準の明確化、申請受付時期の変更等を行う。

２　主な改正点

　１．共通事項の改正

　　①　対象外団体

　　　　・「宗教法人」を追加

　　②　助成金の交付条件

・助成機器等の管理期間について、財務省に定める耐用年数に定めのないものについては一律5年と規定

　　③　助成金の交付方法

・助成金の交付請求の期限を明記

「機器整備費」1月末

「事業費」　　9月末

　　④　個人情報の取り扱い

・助成申請に際して収集した個人情報について、限定的な利用を明記

　　⑤　別表３「経費」

　　　・対象経費のうち、

「旅費」の対象外としてタクシー代、特別車両料金を明記

　　　　　「会場費」の対象外として当該団体が貸し出す会場を明記

　　⑥　別表４「車両の整備」

　　　・従来から参考にしている（公財）ＪＫＡ（競輪・オートレース）補助事業の基準単価及び助成車両の区分が変更されたため改正

　　　（助成車両の区分は、燃料車に加え、環境への配慮を踏まえ、ハイブリット車を新たに追加）

　２．助成メニュー別の改正

　　①　地域福祉活動支援事業取扱要領

　　　・広域活動団体の機器整備費の助成率を、車両の助成率75％に統一

②　福祉施設機器整備事業取扱要領

　　　・認可施設の対象要件のうち、過度な内部留保金がないことの例外扱いが2種類あるが、そのいずれかに該当すればよいことを明記

　　③　こども食堂誕生日会・福産品応援事業取扱要領

　　　・夏休み支援で、こども食堂に提供する「就労継続支援事業所等」の福産品は、栽培する「野菜」のみとしていたが、事業所等では米、果物も栽培しており、こども食堂側からも幅広い農作物を希望する声があることから、「野菜等農作物」に変更

３　その他（年度等の変更・追記）

１．月日、曜日等の変更

　・「令和4年」⇒「令和5年」ほか

２．助成要綱と、各取扱要領の整合追記

①　助成要項

・「Ⅲ　助成原則」の自己負担額を要しない事業に、「地域共生社会づくりモデル事業」を追記（記載漏れ。取扱要領のとおり。）

・「Ⅳ 申請受付期間、申請窓口」、「Ⅵ 助成金の決定時期、事業の実施期間」の災害緊急助成事業の助成区分を、助成内容名称に訂正

②　地域福祉活動支援事業取扱要領

・「助成要綱　Ⅲ　助成原則」の「社会的養護児童への就職等自立支援事業（児童への直接支援分）は自己負担を要しない」旨を、「取扱要領」の広域活動団体を対象とする事業の助成率「事業費　原則90％以内」のただし書きに追記